

保護者各位

旭川実業高等学校
校長 相馬 真吾

就学支援金(7月以降)の申請について確認願ひ

本日、就学支援金に関する書類を保護者様宛に郵送いたしましたので、下記期限迄にご提出いただけますようお願い申し上げます。なお、6月3日(水)迄に書類等が届かない場合は、お手数ですが学校事務局へご連絡いただけますよう、重ねてお願い申し上げます。

①の「意向確認票」は、必ず全員ご提出下さいますようお願いいたします。

また、②及び③の書類につきましては、提出いただきました意向確認票の内容を確認後、該当者される方に書類を送付いたしますので、速やかに追加提出願ひます。

① 全員提出～「意向確認票」 提出期限：6月10日(水)

※本制度は遡って申請できませんので、申請漏れを防ぐため、本制度の要件に該当しない場合も全員提出のご協力をお願いいたします。

既にマイナンバーを申請している【継続受給希望者】の追加提出書類

② 保護者の情報に変更がある方のみ提出～「収入状況届出書」

- [1]住民税の課税地が変更
[2]保護者(親権者)の人数が変更

※人数が増えた場合は、個人番号カード(写)等貼付台紙の提出も必要となります。

【新規受給希望者】の追加提出書類

② 受給資格認定申請書

③ 個人番号カード(写)等貼付台紙

※マイナンバーが記載されているものを添付する。

詳細表 ※保護者とは、親権者の方です。

世帯区分	国の就学支援金
保護者等(親権者)の『市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額』が ※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。 【0円以上154,500円未満の世帯】	授業料に対し 月額 33,000 円の支給
保護者等(親権者)の『市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額』が ※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。 【154,500円以上304,200円未満の世帯】	授業料に対し 月額 9,900 円の支給
受給期間	令和2年7月～令和3年6月まで 第3学年は令和3年3月まで

補助対象は授業料のみで、諸経費は補助対象外です。

◆ 授業料軽減補助金(特別事由)の申請について

今年の収入が下記の状況で昨年度の収入より著しく減少した場合は、ご連絡下さい。

- (1) 被災害
- (2) 心身障害
- (3) 失職(自己都合の退職は含まず)
- (4) 特別な事情